

2017. 1. 10

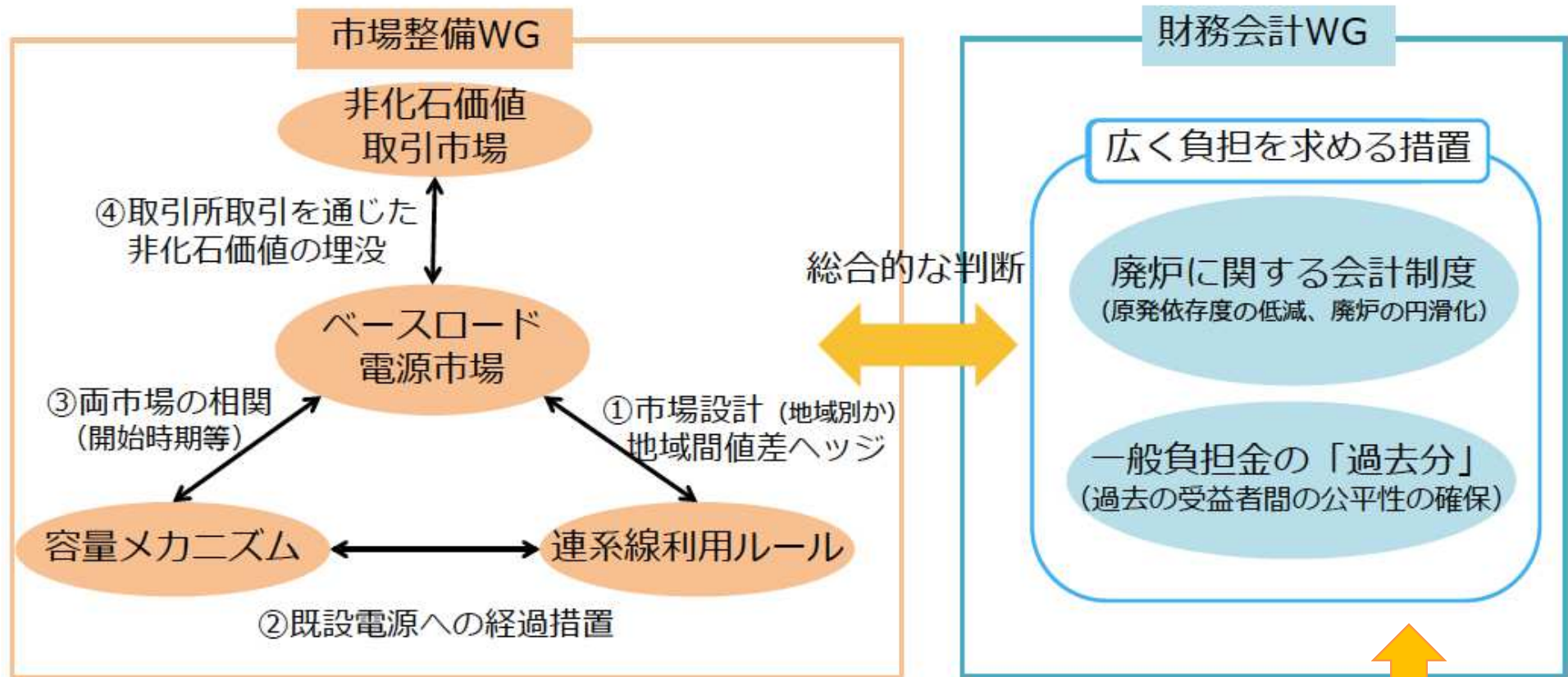
貫徹委員会「中間とりまとめ」 に対するパブコメのポイント

市民電力連絡会 会長
イージーパワー(株) 代表取締役
緑茶会(脱原発政治連盟)代表

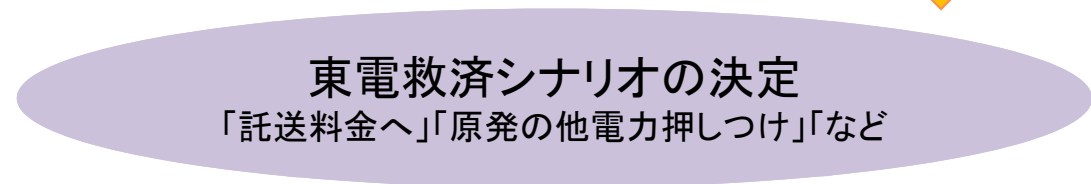
竹村 英明

貫徹委員会と東電委員会

電力システム改革貫徹のための政策小委員会（貫徹委員会）



東電改革・1F問題委員会（東電委員会）



○意見1. 該当箇所 全体

＜意見内容＞ 「東電救済」にかかる電力システムの制度改革は法律案件とし、国会の議論を経て決定をするべきである。

「中間とりまとめ案」は、「電力システム改革」の体裁をとってはいるが、実態は原発事故を引き起こして経営破綻に直面している東京電力を全面的に免責し救済する内容である。議論のベースは、2016年12月9日の「第6回東電改革・1F問題委員会」の参考資料に基づいている。この資料では、「福島事故及びこれに関連する確保すべき費用」が、「廃炉・汚染水」2兆円→8兆円、「賠償」5.4兆円→7.9兆円、「除染」2.5兆円→4兆円、「中間貯蔵」1.1兆円→1.6兆円で、「合計」11兆円→21.5兆円となっており、総額で原子力損害賠償・廃炉支援機構（以下「原賠機構」）による2013年予測を10.5兆円も上回ることが報道もされた。「賠償」は「原賠機構」による政府からの資金交付、除染は全額政府負担、中間貯蔵は電源開発促進税による特別会計の負担となっており、残る東電負担は「廃炉・汚染水」対策のみである。それを今度は「東電の総力を挙げ」という名目で「送配電部門」の負担にするというのが「中間とりまとめ案」である。それは、送配電網の使用料を支払う東電エリアの消費者に負担を求めるもので、実質的な責任転嫁である。このように、東電が会社として負担すべき事故の損害を、税金と電気代という形で国民、消費者に全面転嫁するという内容を、国会での議論も経ないで決めるのは著しい国民無視、民主主義の無視である。国会に東電問題特別委員会を設置し、中間とりまとめ案及びその前提となっている「東電改革・1F問題委員会」での議論を検証し、国民に開かれた議論を行うべきである。

福島事故及びこれに関連する確保すべき資金の全体像と東電と国の役割分担 (参考資料) 1

	廃炉・汚染水 (※1)	賠償 (※3)	除染	中間貯蔵	合計
金額	2.0兆円 ↓ (+6.0兆円) 8.0兆円	5.4兆円 ↓ (+2.5兆円) 7.9兆円	2.5兆円 ↓ (+1.5兆円) 4.0兆円	1.1兆円 ↓ (+0.5兆円) 1.6兆円	11.0兆円 ↓ (+10.5兆円) 21.5兆円
交付国債枠：9兆円 → 13.5兆円					
東電	2兆円 ↓ (+6兆円) 8兆円 (管理型積立金を想定)	2.7兆円 ↓ (+1.2兆円) 3.9兆円	2.5兆円 ↓ (+1.5兆円) 4.0兆円 (株式売却益を想定※5)	—	7.2兆円 ↓ (+8.7兆円) 15.9兆円 (※6)
大手電力	—	2.7兆円 ↓ (+1.0兆円) 3.7兆円	—	—	2.7兆円 ↓ (+1.0兆円) 3.7兆円
新電力	—	0.24兆円 (※4)	—	—	0.24兆円
国	(研究開発支援) (※2)	—	(株式売却益)	1.1兆円 ↓ (+0.5兆円) 1.6兆円 (エネルギー予算を想定)	1.1兆円 ↓ (+0.5兆円) 1.6兆円

- (※1) 第6回東京電力改革・1F問題委員会において公表された「有識者ヒアリング結果報告」を引用したもの。経済産業省として評価したものではないことに留意。
- (※2) 別途、廃炉の研究開発に、平成28年度補正予算までの累計で0.2兆円がある。
- (※3) 原賠機構法による負担金は、各事業者が事故への備えとして納付しているものであるが、現状では、1F事故賠償に係る資金に充てられている。これを前提とした上で、上記の金額は、上段については2013年度、下段については2015年度と同条件で負担金が設定されると仮定した試算値であり、毎年度の負担金は原賠機構において原賠機構法に基づき決定される。
- (※4) 託送で回収する総額は、原賠機構法施行の前年度(2010年度)までのものについて算定し、回収が始まる2020年前の2019年度末時点までに納付することが見込まれる一般負担金を控除した約2.4兆円。その上で新電力のシェア10%と想定して試算した額。40年回収とすれば、年額60億円。(託送料金0.07円/kWh相当=一般標準家庭で18円/月)
- (※5) 不足が生じた場合には、負担金の円滑な返済の在り方について検討する。
- (※6) 別途、東電の自己資金で除染を実施する0.2兆円分(原賠補償法に基づく補償金相当)がある。

○意見2. 該当箇所 全体

＜意見内容＞ 東電福島原発事故による損害額21.5兆円の根拠は薄弱であり、さらに上ぶれするものであり、「東電の総力」という言葉での国民転嫁を増やすのではなく、東電の法的整理を前提として、少しでも確実に国民負担を減らす対策を立てるべきである。

2016年12月9日「第6回東電改革・1F問題委員会」(以下「東電問題委員会」)参考資料の損害額21.5兆円の根拠は明確ではない。とりわけ「廃炉・汚染水対策」増加分6兆円の根拠は、東電問題委員会でヒアリングした専門家の大まかな試算にすぎず、「経産省が評価したものではない」という注まで付けられている。しかも、ヒアリング内容はほぼ全て、原子炉内のデブリ(核燃料が溶けた塊)取出しに関するものばかりである。「廃炉・汚染水対策」としてやるべきことは、まだ多くあり、それだけでも21.5兆円は大きく上振れする可能性がある。

次ページに

<理由の続き>

政府は、このような中途半端な事故対策費用の換算ではなく、より徹底した分析と計画に基づいた事故対策費を算定すべきである。その額が40兆円、80兆円に上ることになれば、国家予算にも匹敵する規模であり、東電一社で全ての負担を追うことなど不可能であることが明確である。東電を存続させながら、ズルズルと国民負担を増やすのではなく、一度きちんと東電としてのケジメをつけさせる必要がある。そのためには、まず東電の資産売却、経営陣からの賠償、債権者の債権の帳消しなどを踏まえた法的整理を、第一の選択肢として検討し直すべきである。もちろんそれで、損害額の全額をカバーすることは到底できないであろう。ケジメをつけた上で、残る損害額を税金からの支出や、広く消費者負担とすることを考えるべきである。

いたずらに「東電の総力」をふりかざし、東電を前面に立たせても、現実には、被害者に対しても、事故の根本的収束や汚染の拡散防止についても、ほとんどまともな対応はできていない。現場を混乱させ、ますます事故対策費を増大させる可能性がある。

日本の電力システム改革の貫徹の観点からも、「東電の総力を挙げ」という理由で送配電部門に費用負担を押し付けることは中止すべきである。これは、発電、送配電、小売の会計分離と透明性の確保を目指す電力システム改革の貫徹ではなく破壊行為にほかならない。

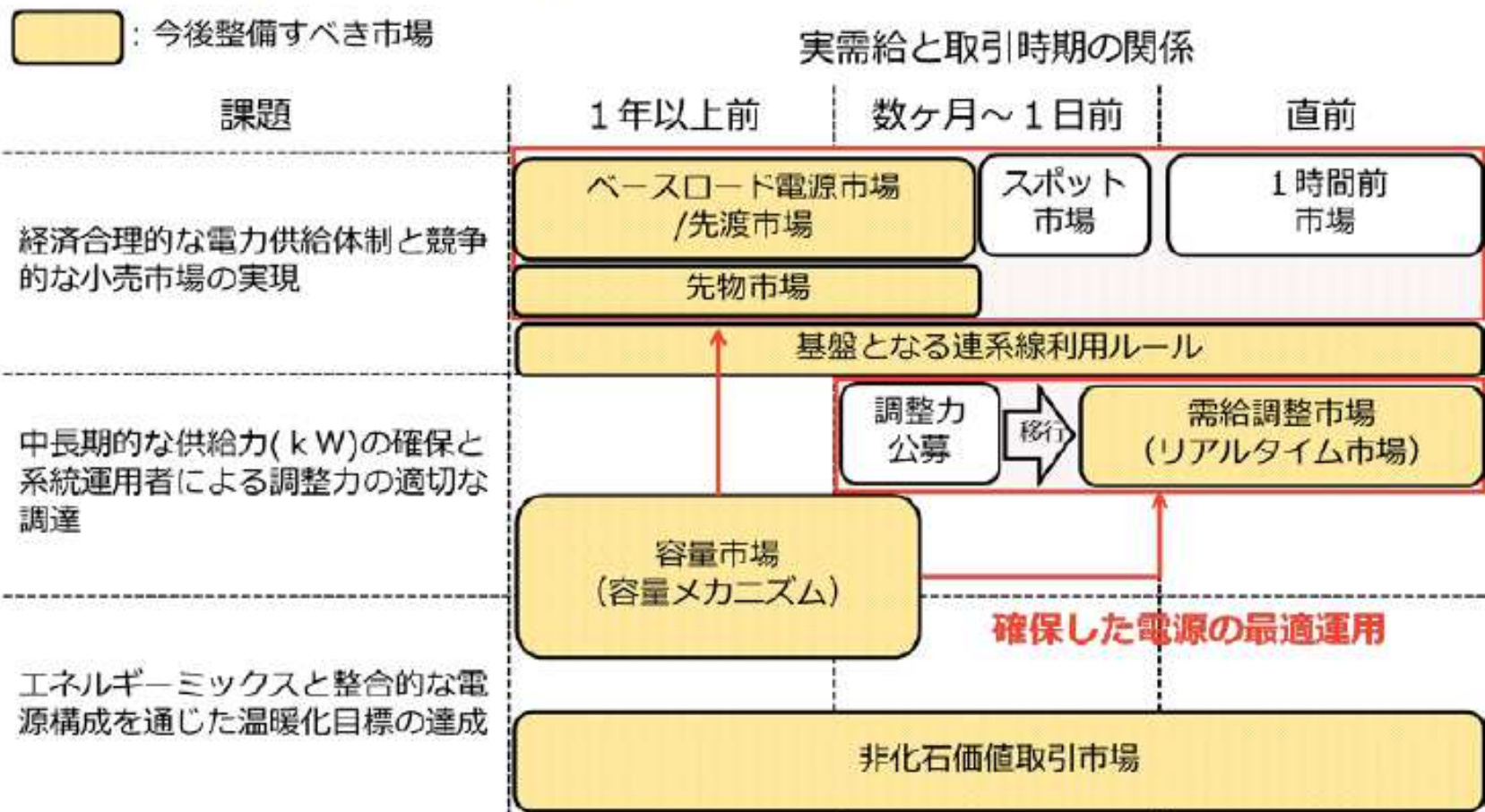
○意見3. 該当箇所 3ページから7ページ

＜意見内容＞「ベースロード電源市場」などの新市場は必要ない。

「ベースロード電源市場」「容量市場」「非化石価値取引市場」などの新設が提案されているが、**本当の課題は、旧一般電気事業者の発電所からの電気を、原則として市場に出すこと、もしくは、発電所そのものを売却させることである。**すでに日本にはJEPX(電力卸売取引市場)が存在する。しかし、その比率は電力需要全体の2%程度。この状況を変える方策こそ必要であるにもかかわらず、**新たな市場を創設することが、その解決策になるとは思えない。**

「ベースロード電源市場」は、原発と石炭と大型水力のみを取り扱い、新電力に安価な電気を供給すると称する仕組みであり、「容量市場」は高コストで市場競争に負ける可能性のある天然ガス、石油火力などに、発電量ではなく設備容量でお金を払うという仕組みである。**「ベースロード電源市場」に原発を安価な電気として供給するには、核燃料サイクル、廃炉、核廃棄物処理などの費用を送配電費用として消費者に転嫁し、さらなる税金の投入も必要であることは、この貫徹委員会の議論が逆に証明した。**「容量市場」で発生する追加コスト(kWに対する代金支払い)も、結局、送配電費用に上乗せされ、全新電力を通じて全消費者負担になる。**新市場の創設は、いたずらに小売電力の価格を上昇させているだけではないか。そのような新市場が電力システム改革に寄与するとは考えられない。**

(参考図 1) 課題解決に向けて整備すべき市場



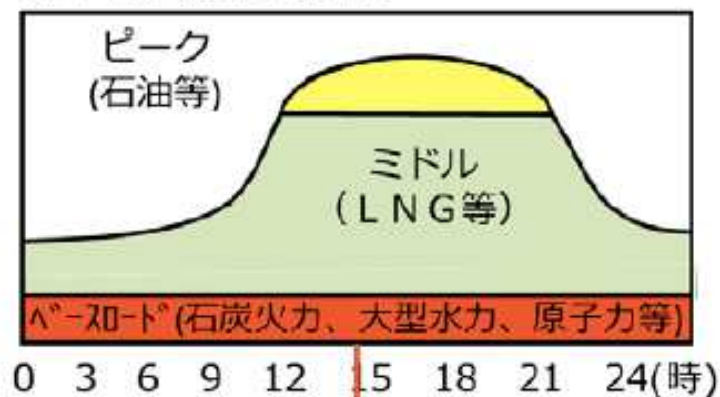
「中間とりまとめ」3ページ

「非化石」以外に再生可能エネルギーの場所がなく、実電気では市場に入れなかつもりか。

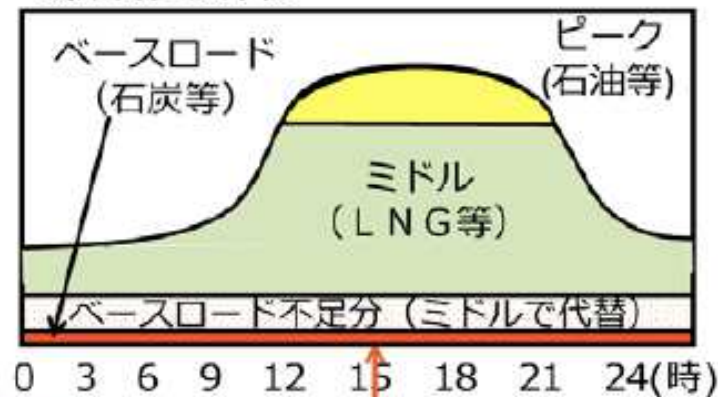
(参考図 2) ベースロード電源市場の必要性

旧一般電気事業者と新規参入者の供給力構成の違いとベースロード電源市場 (イメージ)

<旧一般電気事業者>



<新規参入者>



電源供出

ベースロード電源市場 (新設)

電源調達

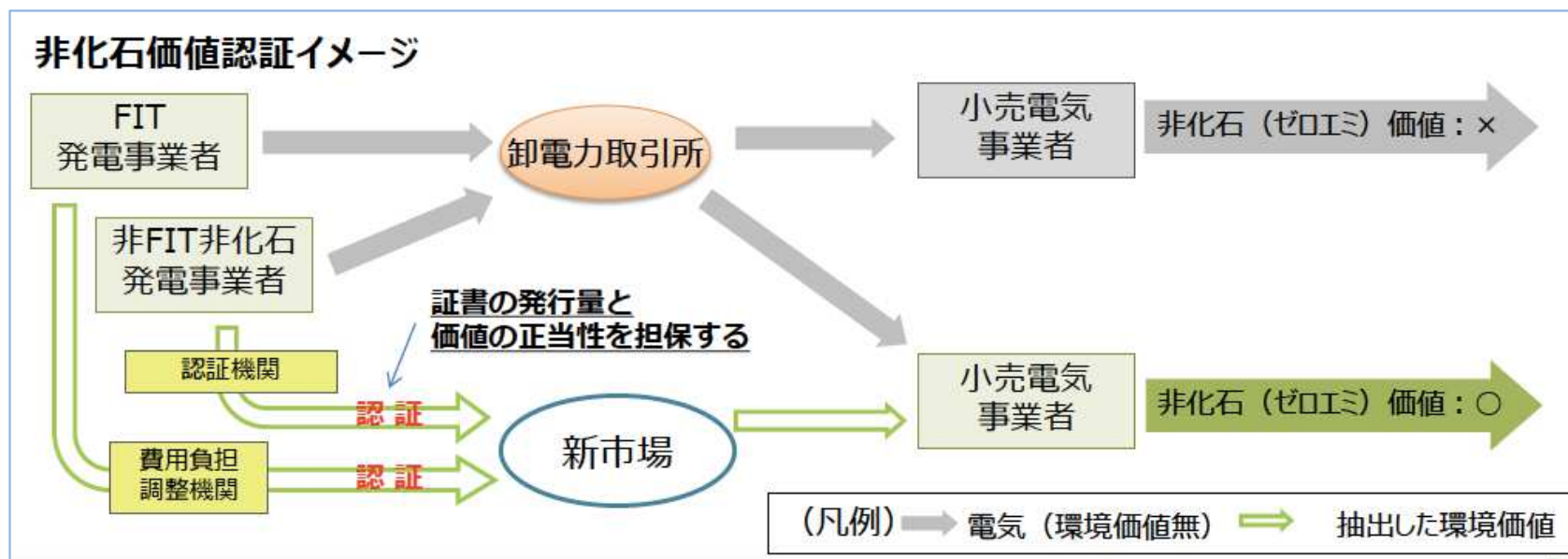
「中間とりまとめ」の4ページ

ベースロードにもミドルにもピークにも「再生可能エネルギー」が存在していないのが、この図の特徴。

低炭素市場と容量市場とは

低炭素(非化石)市場:

原発のコストを後からマイナスしてくれる。「非化石証書」は、原発の価値を「CO2ゼロ」価値として、実電気ではなく価値のみ取引する。



容量市場:

この市場の意味は、需給調整に役に立つ発電所であれば、発電しなくても「kW=設備容量」にお金を出すということ。変動電源の再エネ増の備え、天然ガス火力の新規建設リスクを減らす目的とされるが、考え方は石炭にも、原発にも使える。

○意見4. 該当箇所 3ページから7ページ

＜意見内容＞既存市場(JEPX)も拡大と充実が必要であり、「ベースロード電源市場」は必要ない。

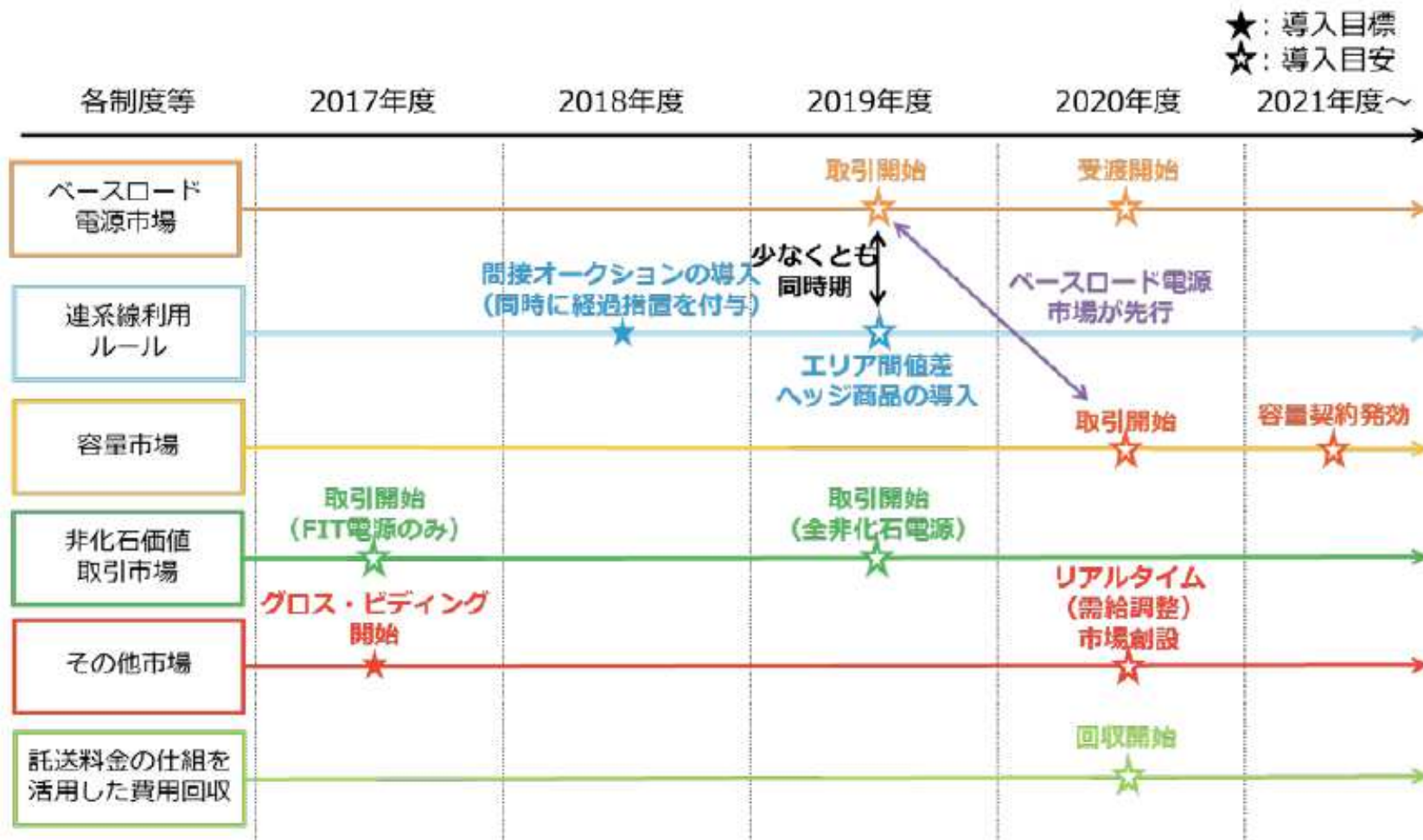
＜理由＞ベースロード電源市場の基本的な考え方は「先渡市場の一種」。「ある程度の長い期間、一定の電力量を受け渡す標準化された商品を取り扱う」とされ、微妙な需給調整に必要なスポット市場や1日前市場とは異なる機能と読める。「現行の**常時バックアップと同様、燃料費調整制度や買取オプションなどの機能**を付与することも考えられるが、(中略)こうした機能は**極力排除し**、原則としてリスク管理は市場を介して行うこととする。」(4ページ)とも書かれていることから、短期の微妙な需給調整に使う気がないことは明らかだ。

しかるに、7ページには「政策目的が重複する既存制度(**常時バックアップ及び部分供給**)については、ベースロード電源市場創設と併せて即廃止することは志向しないものの、小規模事業者に配慮しつつ、一連の卸電力市場活性化策を通じて、**新規参入者が卸電力市場からの電源調達に移行することを促すこととする**」と書かれており、ベースロード電源市場は常時バックアップに代わるものではないのに、ベースロード電源市場が出来たので、常時バックアップ制度を廃し、市場調達を促す・・・のだというふうに読める。

既存市場(JEPX)とベースロード電源市場の関係は曖昧で、本当にこれを創設するのであれば、より緻密な検討が必要である。15ページには「**旧一般電気事業者が自社供給(社内取引)分も含めて、取引所を介して売買するグロスビディング**」を自主取引として行うことが書かれており、これが既存市場で行われるのであれば、ますます「ベースロード電源市場」の存在意味は薄れるのではないか。

「中間とりまとめ(案)」30ページのロードマップ
 2017年度に開始するのは、FIT非化石証書とグロス・ビディングのみ。
 ベースロード電源市場の取引開始は2019年度と遅い。

(参考図 20) 各制度の導入時期



*先物市場についても、可能な限り早期に立ち上げることを目指し、引き続き検討。

○意見5. 該当箇所 17ページから21ページ

「3.2.原子力事故に係る賠償の備えに関する負担のあり方」

<意見内容>「過去分」の原発コストを「託送料金」に上乗せすべきではない。

「原賠機構」の一般負担金のスキームが、実は過去に取っておくべきであった「福島原発事故」への「備え金」であり、従来の総括原価方式では「未来の予算」は原価算入できないために取りっぱぐれていたのだという考え。

本来は原子力損害賠償保険という保険でそれはできるし、やるべきであった。原発事故対策費用が足りなくなったのは、それを非現実的なほどに低く見積もり、「原発の発電コストは安い」と見せかけてきた結果である。

10年前に食べた安売りレストランが火事になり、実は保険金分を食事代に入れてなかったもので、追加料金をよこせと言われているのと同じ。安さで売ってお客を集めておきながら…。

だから、費用の一部であれ、消費者に新たな転嫁を行うことは、消費者への裏切り行為である。まして、事故を起こしたのは東京電力であり、その費用を一般負担金という形で、他の電力会社(レストラン)の消費者に押し付けるのは、当事者の一元的責任の原則にも反する。

これを送配電費用である「託送料金」に上乗せすることは、原発を保有している電気事業者だけではなく、全新電力(日本中のレストラン)の消費者にまで強制するということであり、公平どころか暴力的詐欺的行為である。

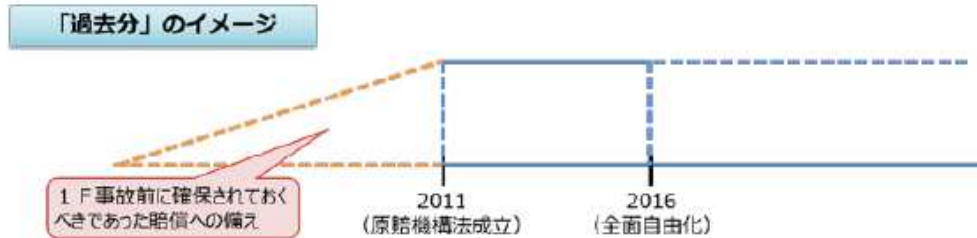
「過去分」という考え方の詐欺性、それを託送料金に乗せて消費者負担にするという詐欺性、さらに原発とは全く関係のない新電力の消費者にまで、その負担を押し付けるという詐欺性で、二重三重に許され難い行為である。

小売電気の価格構造から見る「託送料金」

電気のコスト内訳(例えばのkWh価格)

発電コスト	10	自社電気	FIT電気の場合	市場価格
			再エネ電気の場合	契約価格
			その他電気	契約価格
		他社電気	市場調達	市場価格
			当時バックアップ	契約価格
送配電コスト (低圧のケース)	9	託送料金	送配電・変電設備	建設・維持管理費ほか
			需給調整	中央制御ほか
			営業費	人件費等
			その他	開発費・諸税等
			電源開発促進税	
			使用済核燃料既発電費(ここに廃炉費用等追加?)	
営業コスト	3	需給調整費	自社のケース	
			他社委託のケース	
	3	販売管理費	人件費	
			事務管理費・その他	
電気料金(計)	25			
再エネ賦課金	2.25			
燃料調整費	0			
消費税	2			
合計	29.25			

(参考図 11) 1F 事故前に確保しておくべきであった賠償への備え(過去分)のイメージ

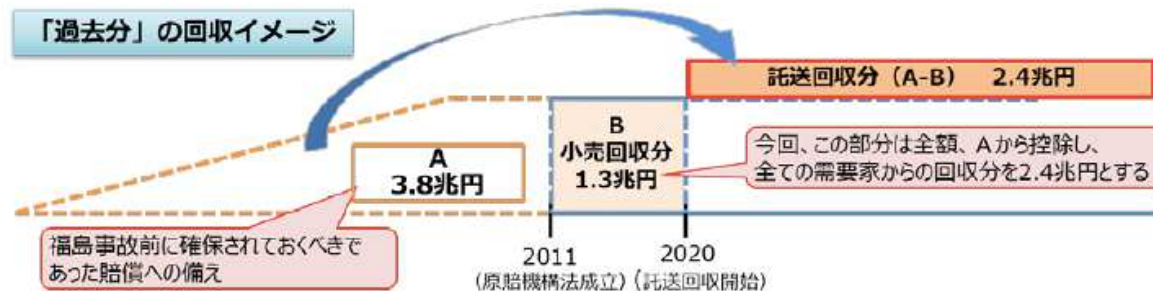


(参考図 12) 過去分の規模

	設備容量 (熱出力)	一般負担金/過去分金額	kW当たり単価
2015年度	約1.5億kW	約1,600億円 ※日本原燃負担分 (約30億円) 除く。	約1070円/kW (1600億÷1.5億kW)
1966年度 ~2010年度	約35億kW	約3.8兆円 (約1070円/kW×約35億kW)	約1070円/kW



(参考図 13) 全ての需要家から公平に回収する過去分のイメージ



「中間とりまとめ」
18から19ページ
「過去分」3部作

○意見6. 該当箇所 18ページ

「3.2.原子力事故に係る賠償の備えに関する負担のあり方」

＜意見内容＞原発事故の「過去分」負担を「全ての需要家が公平に負担することが適当」とは、電力システム改革の目的に反しており、撤回されるべきである。

「過去分を小売料金のみで回収するとした場合、過去に安価な電気を等しく利用してきたにもかかわらず、**原子力事業者から契約を切り替えた需要家**は負担せず、引き続き原子力事業者から電気の供給を受ける需要家のみが全てを負担していくことになる。」
(18ページ)

電力システム改革は、発電と送配電、小売の三部門を会計上も経営上も分離するという改革である。原子力小売というものは存在せず、原子力は発電しかできない。

にもかかわらず「原子力事業者から契約を切り替えた需要家」とはどういう意味か。

自由料金システムの下では、発電部門、送配電部門、小売部門は別々の法人として売買を行い、コストを考えねばならない。小売部門が発電部門の原子力の電気を売りたいければ、それを買って売れば良いし、原子力部門はその際に「過去分」を乗せたければ乗せれば良い。小売部門が、それでは高くなって売れないと判断すれば、元々は系列であろうと、購入しないという判断をすれば良い。原発の電気を、誰も買う事業者がなくなれば自動的に終わりとなる。

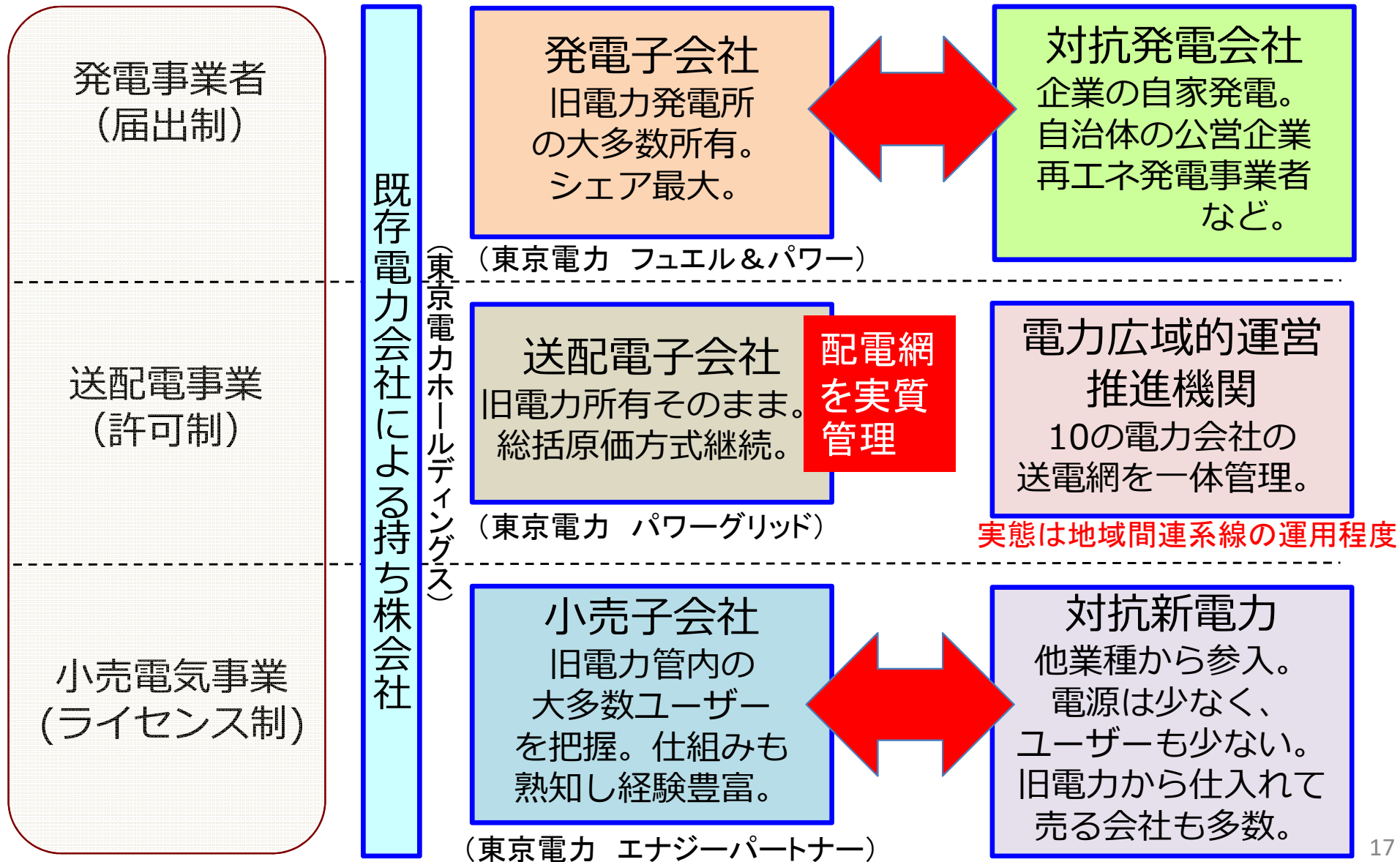
この際に送配電部門は、全く関与する必要がない。送配電部門は元系列の旧一般電気事業者のものではなく、広く全発電事業者と小売事業者とをつなぐ、まさに公共的な役割を果たさねばならない。元系列のしがらみを理由に、「過去分」コストを引き受け、全消費者が負担する「託送料金」に上乗せすることは、単に元系列の負担すべきコストを全消費者に押し付ける役割を担うことになるだけである。

電力システム改革の目的は三分割

これまでの
垂直一体型
(旧電力)

電力会社を発電・送配電・小売の三つに分割

原発と再エネはホールディングスが保有のまま。



○意見7. 該当箇所 17ページから21ページ

「3.2.原子力事故に係る賠償の備えに関する負担のあり方」

＜意見内容＞電力自由化の貫徹後、「一般負担金」は発電、送配電、小売、どこの負担になるのか。

「一般負担金」の仕組みは、「原子力損害賠償・支援機構法」(以下「原賠機構法」)によって作られたものである。原賠機構法では、当事者である東電に「特別負担金」、東電を含む原子力事業者10社に「一般負担金」を政府に納付するように定めた。これは、政府が債務保証して10兆円を借り入れ、原賠機構から東電に「損害賠償」にあてる資金を交付していることに対応したもので、事実上の「借金返済」の意味を持つ。同時に、東電以外の事業者に対しては、将来の事故に備える保険金のような意味もあるとして、負担を認めさせたものである。実際には保険ではないので、本来は経費算入できるものではないが、19ページ注18によれば、3事業者を除いて、すでに原価算入が行われている。電力システム改革で発電、送配電、小売の分離が行われたのち、「一般負担金」はどのセクションの原価となるのかという疑問が湧き上がる。

「発電部門」が原発保有者として最も順当であるが、一般負担金の一部である「過去分」は「送配電料金」に上乘せすると書かれている。経産省の説明では「小売料金」からとるのだともいう。説明は混乱しているように見える。

電力システム改革は、発電と送配電、小売の三部門を会計上も経営上も分離するという改革である。原子力事業者とは三部門のどこに属するかといえば、発電部門である。原子力送電や原子力小売というものは存在しない。原子力はいくまで発電しかできない。「小売料金」や「送配電費用」からとるという筋道は成り立たない。(次ページに続く)

(つづき)

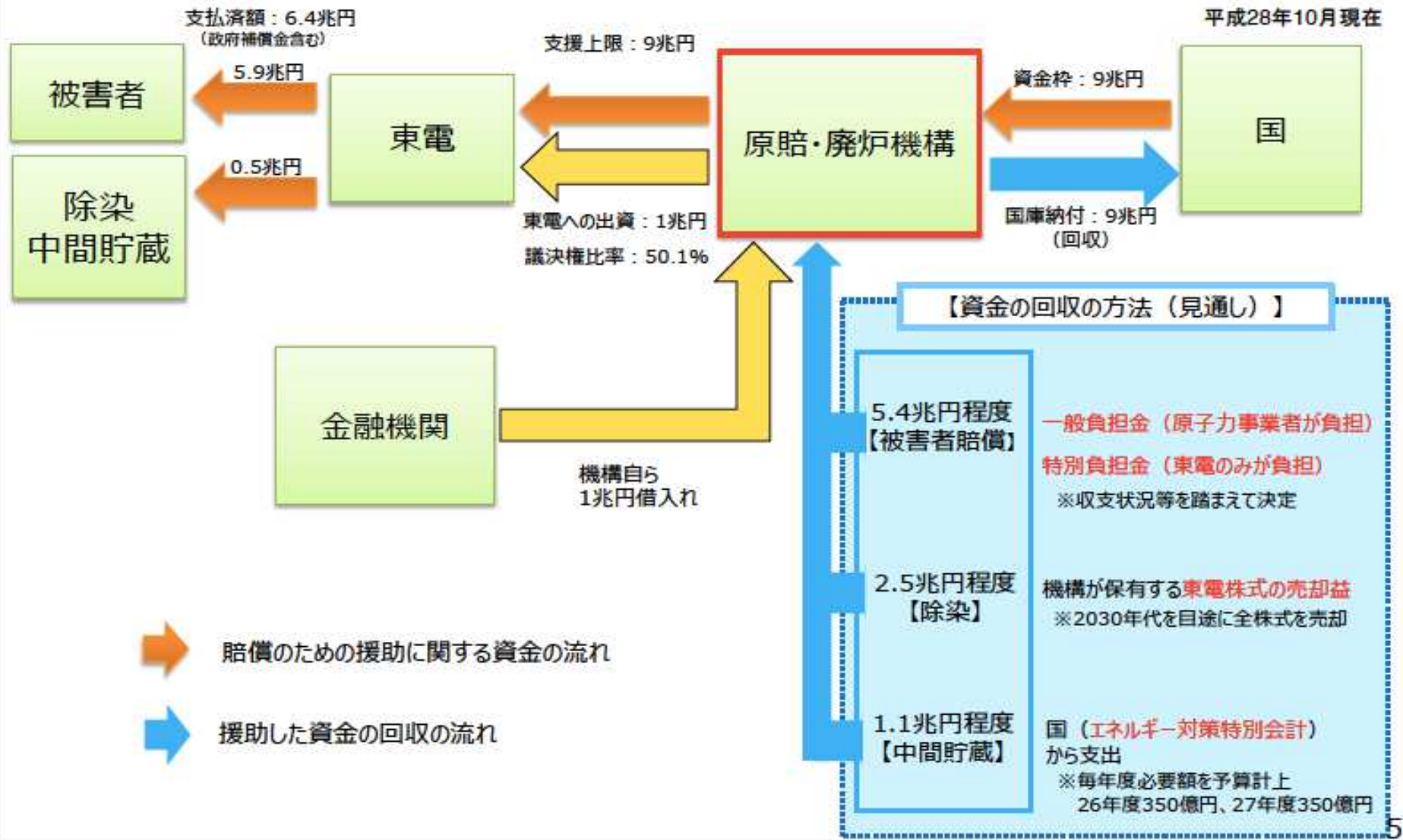
経産省の説明する「原子力事業者の小売料金」とは、原子力を保有する旧一般電気事業者のホールディングカンパニーが原子力発電事業者として存在し、系列の発電事業者とは別に、原子力の電気を系列の小売会社に卸売りし、系列の小売会社が「一般負担金」分を負担して、電気料金に上乗せし、電気を販売するということらしい。

現在の一般負担金総額は毎年1630億円。年間の電力需要を8500億kWhとし、その9割を旧一般電気事業者のシェアとしよう。旧一般電気事業者の系列小売の単価は0.21円/kWh高くなり、標準家庭(260kWh/月)では、他社より54.6円ほど高い電気料金となる。これでは、旧一般電気事業者の小売は競争力を失うことになるが、経産省はあえてそれを求めるという方針ということか。

これでは早晚行き詰まり、2020年以後、「過去分」負担を前例として、これと同様に「送配電部門」の負担とし、託送料金に上乗せして、広く消費者負担としてしまおうという考えが隠されているのではないか。

原子力損害賠償支援機構による東電救済スキーム

(参考) 原賠機構法スキーム図



○意見8. 該当箇所 21ページから22ページ

「3.3.福島第一原子力発電所の廃炉の資金管理・確保のあり方」

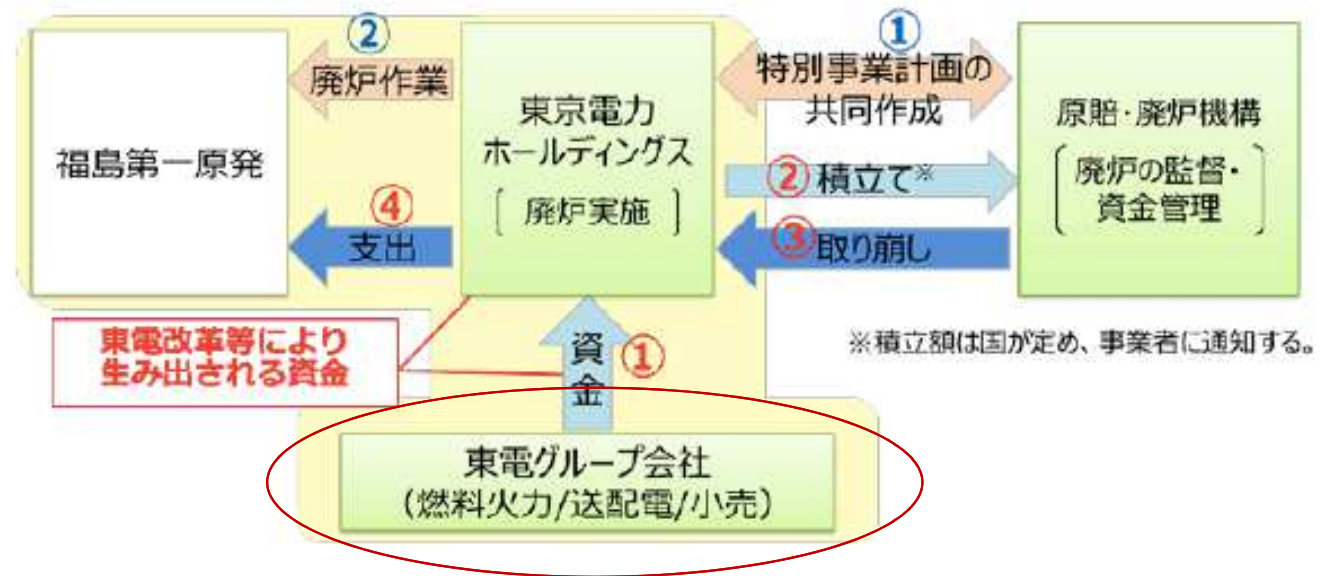
＜意見内容＞「東電の総力を挙げて」ということを理由に、送配電部門に費用負担を求めることは、電力システム改革の貫徹を邪魔することであり、行ってはならない。

今日本では2020年の電力システム改革「完成」に向けて制度改革を進めている。その最大の柱は、旧一般電気事業者の発電、送配電、小売の分離だ。それぞれの会計を切り離すことはもちろん、単独の法人として経営しなければならない。旧一般電気事業者が、自分の発電所、自分の送配電網、自分の小売だと、相互に優遇し連携させるようなことをしては、この改革は台無しとなる。まさに電力システム改革の貫徹を邪魔する行為である。

中間報告書案では、東京電力の総力を挙げた経営合理化等で資金を捻出させるため、「総括原価方式の料金規制下にある東京電力パワーグリッド(以下「東電PG」という。)において、例えば、託送収支の超過利潤が一定の水準に達した場合、電気事業法の規定に基づき託送料金の値下げを求められることがあり、合理化努力による利益を自由に廃炉資金に充てることはできない。したがって、東電PGにおける経営合理化分を確実に1F廃炉に充てられるようにするため、毎年度行われる託送収支の事後評価に例外を設けるべきである。」と書かれているが、これこそ送配電の利益で発電の損失を埋め合わせる行為で、電力システム改革の貫徹とは相容れないものである。

「東電の総力を挙げて」の図

(参考図 14) 第三者機関(例:原賠・廃炉機構)による資金管理スキームのイメージ



「中間とりまとめ」21ページ

廃炉会計問題とは

東電を含む10電力(原発保有事業者)は、原発廃炉を決めると、資産の残存簿価の減損により、その時点で一気に債務超過となる可能性がある(その点は今回の東電も同じ)。それでは廃炉を躊躇する。

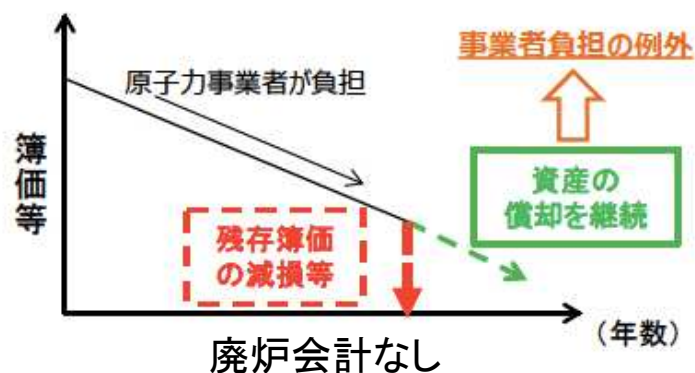
そこで2013年及び2015年の2度にわたり、この残存簿価を、廃炉後も分割して減価償却できる特例として「廃炉会計制度」をつくった。

これは規制料金により廃炉後も着実な費用の回収が見込めることを前提としており、現在は小売規制料金により費用回収が行われている。

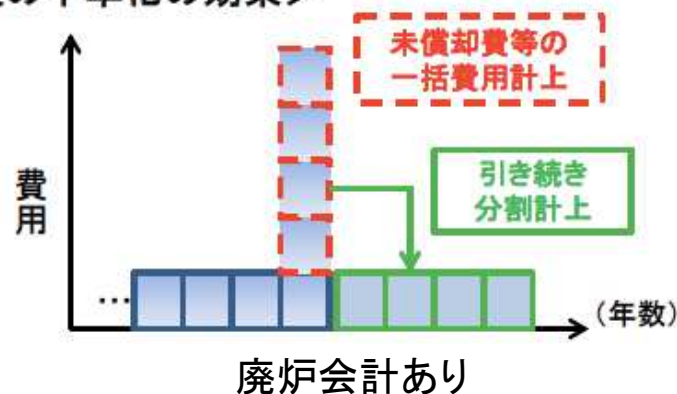
廃炉の円滑化に資する本制度は、小売規制料金の撤廃後も継続すべきことから、昨年取りまとめられた審議会報告書に沿って、将来的には、託送料金の仕組みを利用して費用回収を行い、段階的に費用計上する。

第3回財務会計WG資料3「自由化の下での廃炉に関する会計制度について」より。下図も同様。
ちなみに「審議会報告」とは、2015年3月の「原発依存度低減に向けて廃炉を円滑に進めるための会計関連制度について」(廃炉に係る会計制度検証WG)

<資産計上継続の効果>



<負担の平準化の効果>

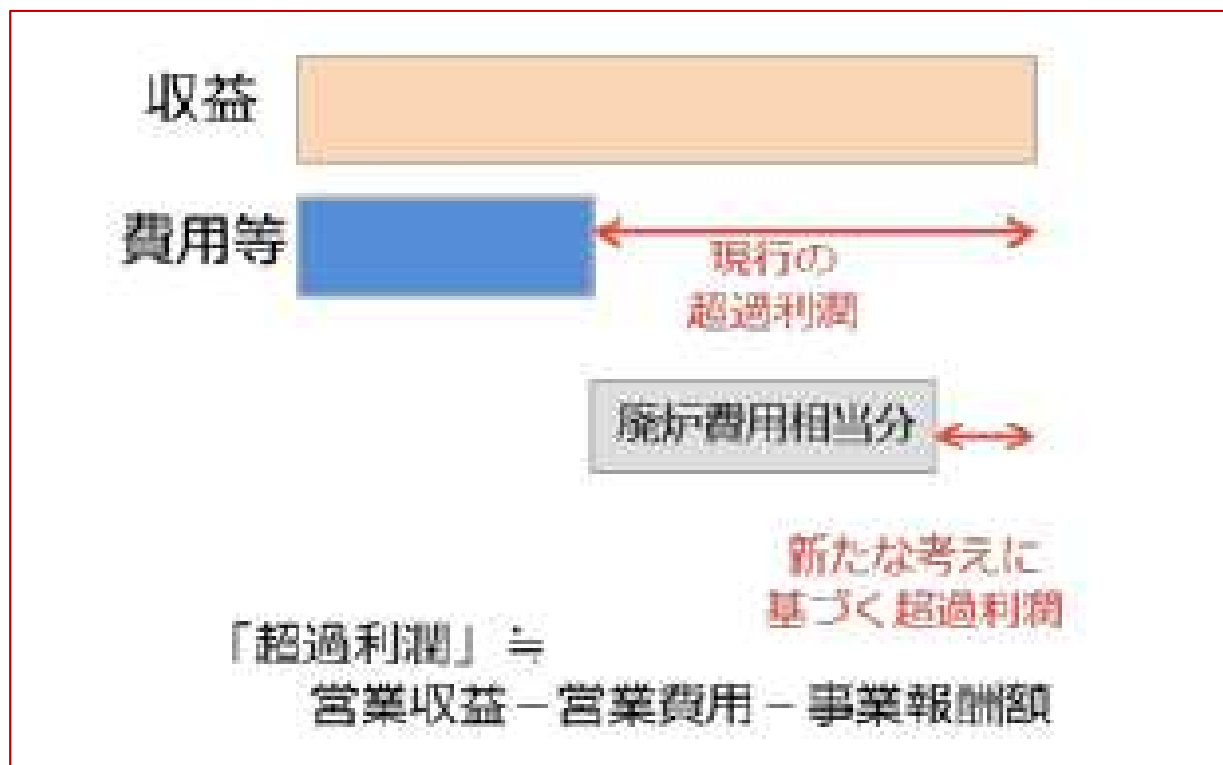


○意見9. 該当箇所 22ページ

「3.3.福島第一原子力発電所の廃炉の資金管理・確保のあり方」

＜意見内容＞参考図15は、送配電の収益が費用等の2倍を超えるものとなっているが、これは「荒唐無稽なデフォルメ」であり、実効性がある提案とはなっておらず取り下げるべきである。

(参考図 15) 託送収支事後評価における例外措置のイメージ



参考図15は「託送収支事後評価における例外措置のイメージ」というタイトルが付けられ、収益に対して費用等は半分以下で、「現行の超過利潤」が半分を超えるという図となっている。その超過利潤から、「廃炉費用相当分」を出し、残りが「新たな考えに基づく超過利潤」と書かれている。

これまで、日本の託送料金は諸外国よりも比較的高く、とくに一般家庭の電気料金については、その3分の1を占める9円/kWh前後と、これが電気料金押し上げの要因であった。その託送料金の費用が、いとも簡単に半分以下に減らせるのかを経産省に問うたところ、これまでも「超過利潤」はあったとの答えであった。

しかし実態は、ストック管理方式での現在高は、北海道電力マイナス94億円、東京電力マイナス260億円というようなもので、マイナスが積み上がっている。東京電力パワーグリッドにおいて、多少の合理化努力したとして、ここから「廃炉費用相当分」が捻出できるようになるとは、とても思えない。やがて、今以上に不当に託送料金を高くでも設定しなければ、これは実現しないだろう。

現行の制度からすれば、この図は「荒唐無稽なデフォルメ」であり、このような図に基づいて、東京電力の発電部門の損失補填のための費用を、送配電部門から回収するような、電力システム改革に逆行するような方策を提示することは、やる気はないが、形だけは示すという無責任な対応ではないだろうか。

実効性のないものは、早晩に次の対策を求められることになり、今のうちにこれを取り下げ、東電の法的整理を含む実効性ある対策を打ち出すべきである。

○意見10. 該当箇所 全体

＜意見内容＞原子力損害賠償法の根本的改正が先決である。

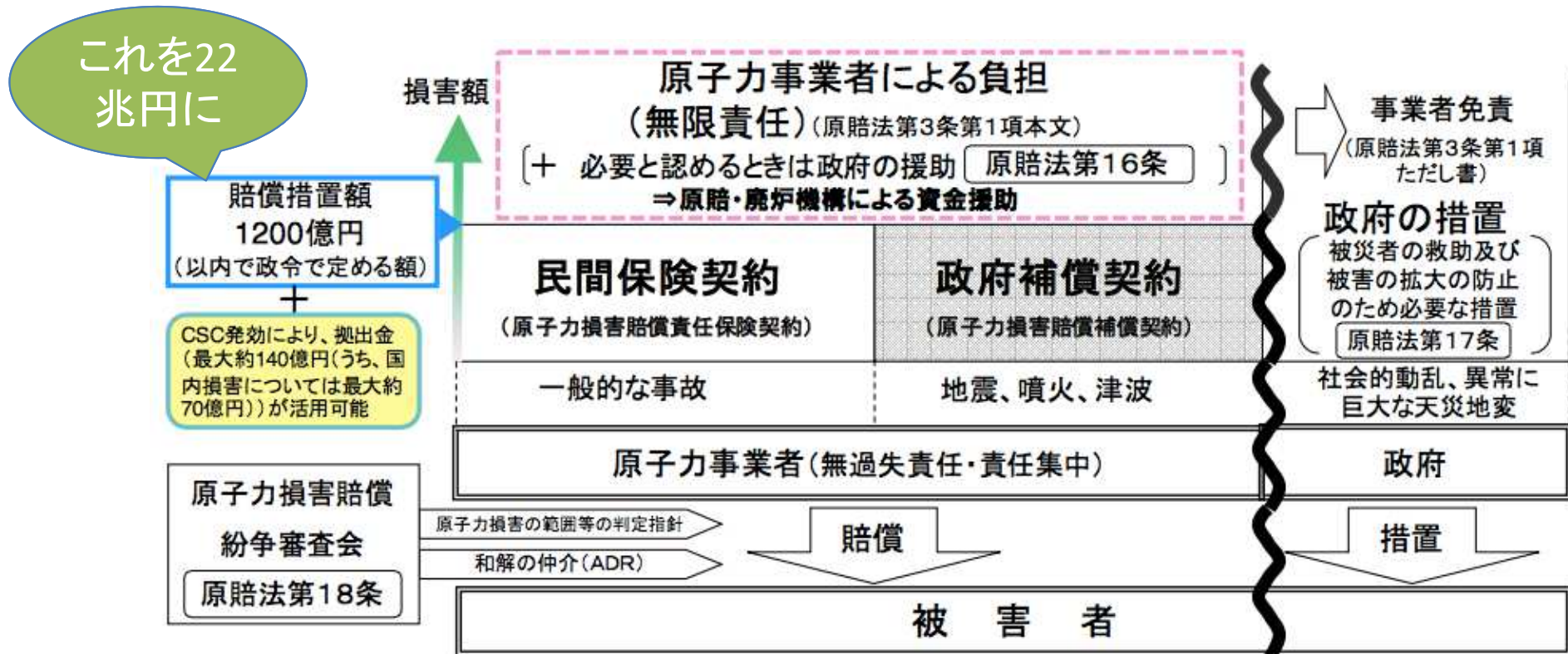
＜理由＞「中間とりまとめ案」には書かれていないが、東電を破綻の淵に追いやっているそもそもの原因は、原発の過酷事故に対する備えがおろそかであったということである。安全対策や事故対処マニュアルの問題もあるが、万が一の事故に備えるべき、そもそもの損害額の見積もりが過少に過ぎたのである。今後は安全対策に万全を期し、さらに事故マニュアルや対処法を十分に整えて運転するのだという前提に立ったとしても、大前提の保険金額はもっと妥当な大きな金額にしなければならない。福島原発事故に対しては、なし崩し的に、政府の公的資金が使われ、消費者の電気料金に負担を転嫁してしまっているが、本来はそのようなことなく賠償や事故処理ができるようにしなければならない。この問題は、内閣府の原子力委員会で議論されているが、速やかに国会の場でも議論されるべきである。「無限責任」というだけでは、電気を消費者に売ることが売上の全てである電力会社にとって、「無限に」責任を取るための原資は、全て消費者からの電気代から取ることになる。これは、消費者に無限責任を負わせることに等しくはないのかという点にも留意する必要がある。それらをきちんと議論した上で、負担の原理、リスクの取り方を明確にし、それでも原子力発電をやることにメリットがあると考えれば原子力を続ければ良い。全くリスクばかりで、何にも得にならないならば、原子力を続けるという選択は誰も取らないだろう。

原子力損害賠償法の仕組み

○原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置(賠償措置)を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならない(賠償措置の義務)(原賠法第6条)

原子力損害賠償法の仕組み

国と民間で、それぞれ1200億円、合計で2400億円の損害保険金で、これを超える損害は事業者自身が無限責任を負う。福島原発事故では、天災だとして民間は保険支払いを行っておらず、政府保険の1200億円のみが支払われた。もちろん、圧倒的に足りない。



電力システム改革と電力自由化のスケジュール

